

BOXGOLF SCHOOL 規約

第1条 (目的)

- 1) この契約は「BOXGOLF スクール」の会員の方に対するサービス提供について定めたものです。
「BOXGOLF スクール」(以下 スクール)の運営は株式会社サンファイブが行います。

第2条 (会員資格の取得)

- 1) スクールに入会を希望する方は、所定の手続きを行った後、運営会社が入会を認めた場合により資格を取得するものとします。
尚、運営会社が多額とみなした場合は、入会及び御利用は頂けません。
- 2) スクールの入会には同時に「BOXGOLF 定額月会員」に入会している事が必要条件となります。
- 3) BOXGOLFにおいて「スクール」と「定額月会員」は別々の手続きを行う必要があります。

第3条 (月会費)

- 1) 月会費については、「定額月会員」方式により徴収致します。
- 2) 徴収した金額に関しては、返還はいたしません。
- 3) お客様より口頭及び文章で退会の意思表示が規定の日時がない限り、徴収の対象となります。

第4条 (資格の有効期限・遵守)

- 1) BOXGOLF スクールに入会中は当規約を遵守するものとします。
- 2) 対象日数は毎月1日より末日となり、月途中入会の場合でも対象日数は変わりません。

第5条 (サービスの内容)

- 1) 店舗事情によりサービスを受ける回数や条件を保証するものではありません。
- 2) 本サービスを確実に受けるには原則予約が必要です。
- 3) 当サービスを受けられるのは申込者本人のみとし、権利の譲渡・転売は禁止します。

第6条 (資格の喪失)

- 1) 会員は次の各事項に該当する場合は資格を喪失(退会)します。
・本人より退会の意思があった場合 ・会員が死亡した場合 ・1年間以上連絡が取れない場合

第7条 (退会・休会)

- 1) 退会する場合は、2ヶ月前の月末までにその旨を店舗に届け出る必要があります。(退会届の提出)
- 2) 退会の費用は原則無料です。口座引落・現金が始まり(キャンペーンは除く)6ヶ月以内の退会に関しては定額月会員の解約事務手数料5,000円(税込)を頂きます。
- 3) 退会が月の途中で発生しても、退会月の月会費は返還いたしません。
- 4) 月会費の継続的な滞納があった場合、当社より申入れの上、強制退会となる場合があります。
- 5) スクールのキャンセルの連絡がなく、連絡がつかない場合には強制退会になる場合があります。

第8条 (受講)

- 1) 原則、予約制となっております。
- 2) 予約後に受講時間の1時間前までに連絡が無く受講しなかった場合、1回分の受講費用が発生します
- 3) 予約が無い場合でも、スクールに空きがある場合、当日での受講は可能です。

第9条 (休業)

- 1) 店舗は天変地異や不測の災害・補修等の理由により休業する場合があります。

第10条 (改定)

- 1) 本規約の改定、変更を予告無く行うことがあります。
- 2) 改定があった場合は、改定後の規約が適用され、会員はその事について異議を述べません。